

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 計画段階配慮事項の選定

4.1.1 影響要因及び環境要素の抽出

本事業は沖縄県環境影響評価条例（幣制年沖縄県条例第77号）第41条の2第1項に規定された都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業に該当する、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第2条第1項に規定する「土地区画整理事業」である。

本事業に伴う影響要因として、現段階において想定される内容を表4.1-1に示す。

表4.1-1 本事業に伴う影響要因として想定される内容

影響要因の区分	影響要因
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響
	建設機械の稼働
	資機材の運搬車両の走行
施設等の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）
	構造物の存在
	生活活動
	利用車両の走行

本事業に伴う影響要因を受ける可能性を検討すべき環境要素は、沖縄県環境影響評価技術指針の第3の4表2の項目（表4.1-2参照）とし、これらの環境要素から影響要因の影響を受けるおそれがある環境要素を抽出した（「4.1.3 計画段階配慮事項の選定」に後述）。

表4.1-2 影響要因を受ける可能性を検討すべき環境要素

区分	環境要素
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質 騒音 振動 低周波音 悪臭 風害 赤土等による水の濁り 水の汚れ 地下水の水質 底質 水象 土壤汚染 地盤沈下 地形・地質 電波障害 日照障害
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物 海域生物 生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観 人と自然との触れ合い活動の場 歴史的・文化的環境
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等 温室効果ガス等

4.1.2 事業特性及び地域特性

1) 事業特性の概要

(1) 工事の実施

- ・対象事業実施想定区域は、平坦な空港跡地であり大規模な土地造成の計画はない。
- ・工事の実施により一時的な赤土等による水の濁りの発生が想定される。
- ・工事の実施に際し、建設機械の稼働及び資機材搬出入車両の走行が行われる。

(2) 施設等の存在及び供用

- ・敷地の存在（土地の改変）において、樹林・草地の伐採が想定される。
- ・対象事業実施想定区域全域の土地が改変される計画となっている。ただし、今後の事業計画の詳細検討に伴い残存地の可能性もあり、その場合は方法書以降の手続きにおいて再検討を行う。
- ・対象事業実施想定区域は、平坦な土地であり大規模な切土・盛土が必要ないことから、大規模な土地造成の計画はない。
- ・事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地である。
- ・事業計画は、大量の大気汚染物質・汚水・有害物質、大きな騒音・振動・低周波音、大規模な悪臭物質の発生が想定される製造系・農業系施設の立地ではない。
- ・事業の実施により新たな構造物が出現する。
- ・施設の供用に伴う生活活動により、汚水・廃棄物の発生が想定される。
- ・施設の供用に伴う利用車両の走行が想定される。

2) 地域特性の概要

- ・対象事業実施想定区域は、石垣市の南端の市街地付近に位置する空港跡地である。
- ・対象事業実施想定区域周辺地域には、中学校が1施設、医療施設が1施設、社会福祉施設が6施設ある。
- ・対象事業実施想定区域は、自然公園、自然環境保全地域、自然遺産、鳥獣保護区、風致地区等に指定されていない。

4.1.3 計画段階配慮事項の選定

本事業に伴う影響要因と影響を受ける可能性を検討すべき環境要素との関連について、沖縄県環境影響評価技術指針 別表を参考に整理したのち、本事業の事業特性と地域特性を勘案して重大な影響の恐れのある環境要素を計画段階配慮事項として選定し、選定しなかった項目については方法書以降の手続きで検討するものとした。

計画段階配慮事項として選定した項目を表 4.1-3 に、選定理由または選定しなかった理由を表 4.1-4 に示す。

表 4.1-3 計画段階配慮事項の選定結果

影響要因の区分			工事の実施			施設等の存在及び供用			
			造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行	敷地の存在 (土地の改変)	構造物の存在	生活活動	利用車両の走行
環境要素の区分									
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質							
		騒音							
		振動							
		低周波音							
		悪臭							
		風害							
	水環境	赤土等による水の濁り							
		水の汚れ							
		地下水の水質							
		底質							
		水象				○			
	土壤に係る環境	土壤汚染							
		地盤沈下							
		地形・地質				○			
その他	電波障害								
	日照障害								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物					○			
	海域生物								
	生態系					○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観					○	○		
	人と自然とのふれあい活動の場					○	○		
	歴史的・文化的環境					○	○		
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等								
	温室効果ガス等								

○：計画段階配慮事項として選定した項目

表 4.1-4(1) 計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由
大気環境	大気質	工事の実施	×	工事の実施に伴う大気汚染物質の発生は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、機械配置の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系施設のように大量の大気汚染物質を発生させるものではないため、大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。利用車両の走行に伴う大気汚染物質の発生は想定されるが、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。また石垣市は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の特定地域ではなく、大気環境測定局の測定はすべて環境基準を満たしている。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	騒音	工事の実施	×	工事の実施に伴う騒音の発生は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、機械配置の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系施設のように大きな騒音を発生させるものではないため、騒音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。利用車両の走行等に伴う騒音の発生は想定されるが、その影響は方法書以降の手続きにおける道路構造の見直しなどの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	振動	工事の実施	×	工事の実施に伴う振動の発生は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、機械配置の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系施設のように大きな振動を発生させるものではないため、振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。利用車両の走行等に伴う振動の発生は想定されるが、その影響は方法書以降の手続きにおける道路構造の見直しなどの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-4(2) 計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由	
大気環境	低周波音	×	工事の実施に伴い低周波音を発生するような工種・機械は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。	
		×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系施設のように大きな低周波音を派生させるものではないため、低周波音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。	
	悪臭	工事の実施	×	工事の実施に伴い悪臭を発生するような工種・機械は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系・農業系施設のように大規模な悪臭物質を発生させるものではないため、悪臭を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	風害	工事の実施	×	工事の実施に伴い風害を発生するような仮設構造物等は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、風害を発生させる大規模な構造物の存在の可能性は皆無では無いが、現段階でそのような計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-4(3) 計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由
水環境	赤土等による水の濁り	工事の実施	×	工事の実施に伴う赤土等による水の濁りの発生は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、凝集沈殿装置の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、裸地・農地の出現はなく赤土等による水の濁りを発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	水の汚れ	工事の実施	×	工事の実施に伴い水の汚れを発生するような工種・機械は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地・供用であり、製造系・農業系施設のように大量の汚水を発生するものではないため、水の汚れの発生は想定されるが、その影響は公共下水道の整備など方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	地下水の水質	工事の実施	×	工事の実施に伴い地下水汚染を発生するような工種・機械は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系施設のように大量の有害物質を使用する施設ではないため、地下水汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	底質	工事の実施	×	工事の実施に伴い底質の汚染を発生するような工種・機械は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系施設のように大量の有害物質を使用する施設ではないため、底質の汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-4(4) 計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由
水環境	水象	工事の実施	×	工事の実施に伴う一時的な水象の変化は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）による流域の改変、土地利用の変化に伴う水象の変化が想定される。事業実施想定区域の周辺では降雨時の冠水が報告されており事態の悪化も想定される。以上のように重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
土壌に係る環境	土壌汚染	工事の実施	×	工事の実施に伴い土壌汚染を発生するような工種・機械は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系施設のように大量の有害物質を使用する施設ではないため、土壌汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	地盤沈下	工事の実施	×	工事の実施に伴い地盤沈下を発生するような工種・機械は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、大量の地下水を汲み上げる施設ではないため、地盤沈下を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	地形・地質	工事の実施	×	工事の実施に伴う一時的な地形・地質の変化は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）により地形・地質の変化が想定される。以上のように重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。

表 4.1-4(5) 計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由
その他	電波障害	×	工事の実施に伴い電波障害を発生するような仮設構造物等はないと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、電波障害を発生させる大規模な構造物の存在の可能性は皆無では無いが、現段階でそのような計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	日照障害	×	工事の実施に伴い日照障害を発生するような仮設構造物等はないと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、日照障害を発生させる大規模な構造物の存在の可能性は皆無では無いが、現段階でそのような計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-4(6) 計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由

環境要素の区分	影響因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由
陸域生物	工事の実施	×	工事の実施に伴う陸域生物への影響は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、機械配置の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）により植生・植物種の改変及び動物及びその生息環境の変化が想定される。以上のように重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
海域生物	工事の実施	×	工事の実施に伴う赤土等による水の濁りによる海域への影響も想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、凝集沈殿装置の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業計画は、陸域での立地であり海域への影響は想定されない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
生態系	工事の実施	×	工事の実施に伴う生態系への影響は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、機械配置の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）による植生・植物種の改変及び動物及びその生息環境の変化により生態系の変化が想定される。以上のように重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
景観	工事の実施	×	工事の実施に伴う一時的な景観の変化は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在により景観の変化が想定される。以上のように重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。

表 4.1-4(7) 計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由

環境要素の区分	影響因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由
人と自然との触れ合い活動の場	工事の実施	×	工事の実施に伴う人と自然との触れ合い活動の場への影響は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、機械配置の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在により人と自然との触れ合い活動の場の変化が想定される。以上のように重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
歴史的・文化的環境	工事の実施	×	工事の実施に伴う歴史的・文化的環境への影響は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在により歴史的・文化的環境の変化が想定される。以上のように重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
廃棄物等	工事の実施	×	工事の実施に伴う残土などの廃棄物等の発生は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、大量の廃棄物等を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
温室効果ガス等	工事の実施	×	工事の実施に伴う温室効果ガス等の発生は想定されるが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業計画は、医療・福祉系施設、公益施設、流通系施設、観光・産業系、観光・文化系施設の立地であり、製造系・農業系施設ではないため、大量の温室効果ガス等を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地・供用はない。以上から、重大な環境影響のおそれはないと考えられることから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

4.2 調査、予測及び評価の手法

4.2.1 選定した配慮事項の調査、予測及び評価の手法

前述の 4.1.3、4.1.4 で選定した計画段階配慮事項の調査、予測の手法を、表 4.2-1 に、評価手法を表 4.2-2 に示す。

表 4.2-1(1) 計画段階配慮事項の調査、予測の手法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持	水象	<p>1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・水路の分布及び流域の状況 <p>2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資料調査 ・ 現地踏査 <p>3) 手法の選定理由</p> <p>対象事業実施想定区域及び周辺の環境情報が資料調査及び現地踏査で把握できるものと考えられる。</p>	<p>1) 予測手法</p> <p>河川・水路流域の状況と事業計画から、周辺河川・水路の流況の変化を類推し影響の程度を予測する。</p> <p>2) 手法の選定理由</p> <p>河川・水路流域の状況と事業計画から、周辺河川・水路の流況の変化が適切に予測できると考えられる。</p>
	地形・地質	<p>1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形・地質の分布及び状況 ・ 重要な地形・地質等の分布及び状況 <p>2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資料調査 ・ 現地踏査 <p>3) 手法の選定理由</p> <p>対象事業実施想定区域の環境情報が資料調査及び現地踏査で把握できるものと考えられる。</p>	<p>1) 予測手法</p> <p>重要な地形・地質等の分布と事業計画の重ね合わせから変更の程度を予測する。</p> <p>2) 手法の選定理由</p> <p>重要な地形・地質等の分布と事業計画の重ね合わせから変更の程度が適切に予測できると考えられる。</p>

表 4. 2-1(2) 計画段階配慮事項の調査、予測の手法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	陸域生物	<p>敷地の存在 (土地の改変)</p> <p>「陸域植物」</p> <p>1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維管束植物相の状況 ・ 植生の状況 ・ 重要な植物種及び重要な植物群落の状況 <p>2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資料調査（空中写真判読） ・ 現地踏査 <p>3) 手法の選定理由</p> <p>対象事業実施想定区域及の環境情報が資料調査及び現地踏査で把握できるものと考えられる。</p>	<p>「陸域植物」</p> <p>1) 予測手法</p> <p>重要な植物種及び重要な植物群落の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度を予測する。</p> <p>2) 手法の選定理由</p> <p>重要な植物種及び重要な植物群落の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度が適切に予測できると考えられる。</p>
		<p>「陸域動物」</p> <p>1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物種の分布 ・ 重要な動物種の分布及び生息状況、生息環境 <p>2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地踏査 <p>3) 手法の選定理由</p> <p>対象事業実施想定区域の環境情報が現地踏査で把握できるものと考えられる。</p>	<p>「陸域動物」</p> <p>1) 予測手法</p> <p>重要な動物種の生息環境の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度を予測する。</p> <p>2) 手法の選定理由</p> <p>重要な動物種の生息環境の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度が適切に予測できると考えられる。</p>
	生態系	<p>敷地の存在 (土地の改変)</p> <p>1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系の概況 ・ 注目種及び群集の状況 <p>2) 調査手法</p> <p>水象、地形・地質、陸域植物、陸域動物の調査結果の解析</p> <p>3) 手法の選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施想定区域の環境情報が関連他項目の調査結果の解析で把握できるものと考えられる。 	<p>1) 予測手法</p> <p>生態系の基盤環境の分布と事業計画の重ね合わせから生態系の改変の程度を予測する。</p> <p>2) 手法の選定理由</p> <p>生態系の基盤環境の分布と事業計画の重ね合わせから生態系の改変の程度が適切に予測できると考えられる。</p>

表 4.2-1(3) 計画段階配慮事項の調査、予測の手法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法
人と自然との豊かな触れ合いの確保	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	1) 調査項目 ・ 景観資源の分布及び状況 ・ 主要な眺望点及び眺望景観の状況 2) 調査手法 ・ 既存資料調査 ・ 現地踏査及び写真撮影 3) 手法の選定理由 対象事業実施想定区域及び周辺の環境情報が資料調査及び現地踏査及び写真撮影で把握できるものと考えられる。	1) 予測手法 景観資源の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度を予測する。また、眺望状況と事業計画の重ね合わせから改変の程度を予測する。 2) 手法の選定理由 景観資源の分布及び眺望状況と事業計画の重ね合わせから改変の程度が適切に予測できると考えられる。
	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	1) 調査項目 ・ 人と自然との触れ合い活動の場の分布及び状況 2) 調査手法 ・ 既存資料調査 ・ 現地踏査 3) 手法の選定理由 対象事業実施想定区域及び周辺の環境情報が資料調査及び現地踏査で把握できるものと考えられる。	1) 予測手法 人と自然との触れ合い活動の場の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度を予測する。 2) 手法の選定理由 人と自然との触れ合い活動の場の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度が適切に予測できると考えられる。
	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	1) 調査項目 ・ 指定文化財の分布及び状況 ・ 埋蔵文化財包蔵地の分布及び状況 ・ 御嶽等文化財に準ずるものの分布及び状況 2) 調査手法 ・ 既存資料調査 ・ 現地踏査 3) 手法の選定理由 対象事業実施想定区域及び周辺の環境情報が資料調査及び現地踏査で把握できるものと考えられる。	1) 予測手法 文化財等の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度を予測する。 2) 手法の選定理由 文化財等の分布と事業計画の重ね合わせから改変の程度が適切に予測できると考えられる。

表 4.2-2 計画段階配慮事項の評価の手法

1) 評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討する ・ 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性を検討する。
2) 手法の選定理由	位置等に関する複数案を設定していないため。

4.2.2 選定した配慮事項の調査地域及び予測地域

水象、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境は、対象事業実施想定区域及びその周辺、地形・地質、陸域生物、生態系、景観（景観資源）は、対象事業実施想定区域、景観（眺望景観）は、対象事業実施想定区域から 5km の範囲とした。

選定した配慮事項の調査地域及び予測地域は、「第 5 章 調査、予測及び評価の結果」に示す。